

議第 6 6 号 木曾広域連合規約の変更について

1 変更事由

木曾広域連合では、6 町村が連携して広域的な行政課題に取り組んできたが、今後さらに複雑化・広域化する地域課題に対し、より効果的かつ持続可能な行政運営を実現するためには、県と 6 町村が一体となった体制の構築が不可欠である。これを踏まえ、長野県が木曾広域連合に参画することにより、広域連合の機能強化、業務の効率化、地域資源の活用促進、住民サービスの向上が期待される。

このような背景と目的に基づき、木曾広域連合規約の一部を改正し、長野県を構成団体として追加するための所要の改正を行う。

2 変更内容

木曾広域連合の構成団体に長野県を追加するため、関係条文及び別表を変更するもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 66 号

木曾広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、木曾
広域連合規約（平成 11 年 3 月 15 日長野県指令 10 地第 1280 号）の一部を別紙の
とおり変更する。

令和 7 年 12 月 18 日 提 出

王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 12 月 日 議 決

王滝村議会議長 下 出 謙 介

木曾広域連合規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、木曾広域連合規約（平成 11 年 3 月 15 日長野県指令 10 地第 1280 号）の一部を別紙のとおり変更することについて、協議する。

令和 年 月 日

王滝村長 越 原 道 廣

木曾広域連合規約の変更に関する協議について

木曾広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

第2条中「は、」を「は、長野県、」に、「関係町村」を「構成団体」に改める。

第3条中「関係町村」を「木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村及び大桑村（以下「関係町村」という。）」に改める。

第4条第1項第33号を次のように改める。

(33) 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務

第4条第1項に次の1号を加える。

(34) 液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務

第4条第2項中「町村」を「団体」に改める。

第5条第20号及び第22号中「関係町村」を「構成団体」に改める。

第7条中「20人」を「21人」に改める。

第8条第1項中「関係町村」を「構成団体」に改め、同条第2項中「関係町村」を「構成団体」に改め、同項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 長野県 1人

第8条第3項中「関係町村」を「構成団体」に改める。

第9条中「関係町村」を「構成団体」に改める。

第11条第1項中「5人」を「6人」に改める。

第12条第1項中「関係町村」を「構成団体」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、これによりがたい場合においては、広域連合長が別に定めることができる。

第12条第3項を次のように改める。

3 副広域連合長は、広域連合長が議会の同意を得て、構成団体の長又は構成団体の職員のうちから選任する。

第13条を次のように改める。

(執行機関の任期)

第13条 広域連合長の任期は、構成団体の長としての任期による。

2 副広域連合長の任期は、構成団体の長から選任される者にあつては構成団体の長としての任期、構成団体の職員にあつては4年とする。

3 副管理者の任期は、4年とする。

第 18 条第 1 項第 1 号及び第 2 項中「関係町村」を「構成団体」に改める。

別表中 「

処理事務	町村	負担割合
------	----	------

」 を 「

処理事務	団体	負担割合
------	----	------

」 に、

1 木曾地域の広域行政の推進に関する事務	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
2 広域的な課題の調査研究に関する事務	同上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
3 景観基本構想の推進に関する事務	同上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%

を

1 木曾地域の広域行政の推進に関する事務	長野県、木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
2 広域的な課題の調査研究に関する事務	同上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
3 景観基本構想の推進に関する事務	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%

に、

20 広域的な観光振興に関する事務	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
21 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務	同上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
22 広域的な公共交通に関する事務	同上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
23 広域的な移住定住促進に関する事務	同上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%

を

20 広域的な観光振興に関する事務	長野県、木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
21 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
22 広域的な公共交通に関する事務	長野県、木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
23 広域的な移住定住促進に関する事務	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%

に、

33 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 (1) 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務 (2) 液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務	同上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
--	----	-------	---------------------------

を

33 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務	同上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
34 液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務	同上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。

に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

木曾広域連合規約 新旧対照表

新				旧			
別表(第4条、第18条関係)				別表(第4条、第18条関係)			
処理事務	団体	負担割合		処理事務	町村	負担割合	
1 木曾地域の広域行政の推進に関する事務	<u>長野県</u> 、木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	<u>広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。</u>	1 木曾地域の広域行政の推進に関する事務	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	<u>平均割</u> <u>20%、人口割</u> <u>80%</u>
2 広域的な課題の調査研究に関する事務	同上	全体事業費	<u>広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。</u>	2 広域的な課題の調査研究に関する事務	同上	全体事業費	<u>平均割</u> <u>20%、人口割</u> <u>80%</u>
3 景観基本構想の推進に関する事務	<u>木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村</u>	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%	3 景観基本構想の推進に関する事務	<u>同上</u>	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
4~19 略				4~19 略			
20 広域的な観光振興に関する事務	<u>長野県</u> 、木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	<u>広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。</u>	20 広域的な観光振興に関する事務	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	<u>平均割</u> <u>20%、人口割</u> <u>80%</u>

21 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務	<u>木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村</u>	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%	21 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務	同上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
22 広域的な公共交通に関する事務	<u>長野県、木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村</u>	全体事業費	<u>広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。</u>	22 広域的な公共交通に関する事務	同上	全体事業費	<u>平均割 20%、人口割 80%</u>
23 広域的な移住定住促進に関する事務	<u>木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村</u>	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%	23 広域的な移住定住促進に関する事務	同上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
24～32 略				24～32 略			
33 <u>火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務</u>	同上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。	33 <u>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務</u> (1) <u>火薬類の譲渡又は消費等の</u>	同上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。

				許可等に関する 事務			
				(2) 液化石油 ガス設備工事の 届け出の受理に 関する事務			
34 液化石油 ガス設備工事 の届け出の受 理に関する事 務	同上	全体事業 費	広域連合の議 会の議決を経 て広域連合長 が別に定め る。	(新設)			
備考 略				備考 略			